

暗号集積回路

輸出令別表第1の9の項（7）、省令第8条第九号イ～ヨ(注1)

作成責任者：（作成年月日 年 月 日）

会 社 名

所属・役職

(フリガナ) ()

氏 名

電 話

印

パラメータシート
様式：IC-ENC

CISTEC 2011.7.1

(平成23年7月1日施行政省令等対応)

型名	チェックグループ	第8条第九号イ				第8条第九号ロ～ホ	第8条第九号へ～ヨ	備 考	判 定 (注6)		
		1 (注2)	2 (注2)			3 (注3)	4 (注4)			5 (注5)	
	チェック項目	対称アルゴリズム (鍵長：ビット)	非対称アルゴリズム (鍵長：ビット)			認証・デジタル署名のみか？	貨物等省令第8条第九号ロ～ホに掲げる装置用に設計したものは？			貨物等省令第8条第九号へ～ヨで除外できるか？	
	判定基準	(該) >56	整数 (該)>512	乗法群 (該)>512	他の群 (該)>112	(非)＝はい (該)＝いいえ	(該)＝はい (非)＝いいえ			(非)＝はい、－ (該)＝いいえ	
(記載例)	製品ABC	はい	－	－	－	いいえ	いいえ	装置	規制除外		該当

注

釈

注1. 輸出令別表第1の9の項（7）、貨物等省令第8条第九号イ～ヨに基づき、暗号機能が内蔵された集積回路及びその組立品等の判定に使用する。但し、貨物等省令第3条第十九号ハ（二）2又は第10条第五号イに該当するものを除く。

注2. 様式IC-ENC(別紙)の判定欄を参照し、判定欄のNo. 1～4の結果を記入する。

注3. 様式IC-ENC(別紙)の判定欄を参照し、判定欄のNo. 6の結果を記入する。

注4. 設計したものがロ～ホのいずれかに該当する場合は「はい」を記入し、該当する項を装置の欄に記入する。

注5. チェックグループ4が「いいえ」の場合は、様式IC-ENC(別紙)の判定欄を参照し、判定欄のNo. 8の結果を記入する。
チェックグループ4が「はい」の場合は、「別紙（省令）」にて確認し、規制除外できない場合又は様式IC-ENC(別紙)No. 8の判定欄が「いいえ」の場合は「いいえ」と記入する。規制除外できる場合は、様式IC-ENC(別紙)の判定欄を参照し、判定欄のNo. 8の結果を記入する。「はい」の場合は、除外できる項を規制除外の欄に記入する。

注6. チェックグループ5が「いいえ」の場合は「該当」と判定される。チェックグループ5が「はい」又は「－」の場合は「非該当」と判定される。

注7. 様式9－技1情セの(注)における「様式9－技1情セ（別紙暗普）」に代えて、本様式を添付してもよい。但し判定欄の記入は不要。

<参考>暗号特例「様式9－情セ（別紙暗特）」の判定を行い、その結果が「対象」の場合には輸出許可が不要になることがある。